

4

国家総合職
平成 27 年第 8 問

--	--	--	--

行政上の法律関係に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア 公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借地借家法に優先して適用されるが、公営住宅法及び条例に特別の定めがない限り、原則として民法及び借地借家法の適用がある。もっとも、公営住宅の事業主体は、公営住宅の入居者を決定する際には入居者を選択する自由を有しないと解されることから、その契約関係を規律するについて信頼関係の法理の適用を一律に認めるのは相当ではなく、公営住宅の使用が公営住宅法の定める明渡請求事由に該当する行為をした場合には、事業主体の長は、当該使用者に対し、直ちにその住宅の使用関係を取り消し、その明渡しを請求することができる。

イ 金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき 5 年の消滅時効を定める会計法の規定は、国の権利義務を早期に決済する必要があるなど主として行政上の便宜を考慮したことに基づくものである。国が公務員に対する安全配慮義務を懈怠し違法に公務員の生命等を侵害したことに対する損害賠償請求権についても、その権利義務を早期に決済する必要がある、その消滅時効期間は、民法所定の 10 年ではなく、会計法所定の 5 年と解すべきである。

ウ 普通地方公共団体の議会の議員の報酬請求権は、公法上の権利であるが、公法上の権利であっても、それが法律上特定の者に専属する性質のものであるのではなく、単なる経済的価値として移転性が予定されている場合には、その譲渡性を否定する理由はなく、また、地方自治法、地方公務員法には普通地方公共団体の議会の議員の報酬請求権について譲渡・差押えを禁止する規定はないことなどから、当該普通地方公共団体の条例に譲渡禁止の規定がない限り、これを譲渡することができる。

- エ 国税滞納処分においては、国は、その有する租税債権につき、自ら執行機関として、強制執行の方法により、その満足を得ようとするものであり、自力救済手段のない私人と同等の保護を租税債権の自力執行が許される国に認める必要はないから、国税滞納処分による差押えについては、民法第177条の適用はない。
- オ 憲法第9条は、その憲法規範として有する性格上、私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定ではなく、人権規定と同様、私法上の行為に対しては直接適用されるものではないと解するのが相当であり、国が私人と対等の立場で行った私法上の契約は、特段の事情のない限り、同条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるにすぎない。

- 1 オ
- 2 ア、イ
- 3 ウ、エ
- 4 ウ、オ
- 5 ア、ウ、オ

4

行政法の基礎
行政法の適用範囲（行政上の法律関係）

正解

4

☐ ☐ ア × ⇒2018 総合講義・10 頁 Point

判例は、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法（現在の「借地借家法」）に優先して適用されるとして、「法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用がある……。」としている（最判昭 59.12.13）。

☐ ☐ イ × ⇒2018 総合講義・10 頁 Point

判例は、「会計法 30 条が金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき 5 年の消滅時効期間を定めたのは、国の権利義務を早期に決済する必要があるなど主として行政上の便宜を考慮したことに基づくものであるから、同条の 5 年の消滅時効期間の定めは、右のような行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権であつて他に時効期間につき特別の規定のないものについて適用される……。そして、国が、公務員に対する安全配慮義務を懈怠し違法に公務員の生命、健康等を侵害して損害を受けた公務員に対し損害賠償の義務を負う事態は、その発生が偶発的であつて多発するものとはいえないから、右義務につき前記のような行政上の便宜を考慮する必要はなく、また、国が義務者であつても、被害者に損害を賠償すべき関係は、公平の理念に基づき被害者に生じた損害の公正な填補を目的とする点において、私人相互間における損害賠償の関係とその目的性質を異にするものではないから、国に対する右損害賠償請求権の消滅時効期間は、会計法 30 条所定の 5 年と解すべきではなく、民法 167 条 1 項により 10 年と解すべきである。」としている（最判昭 50.2.25）。

☐ ☐ ウ ○ ⇒2018 総合講義・10 頁 Point 参照

本肢のとおりである。判例は、「普通地方公共団体の議会（……地方議会……）の議員の報酬請求権は、公法上の権利であるが、公法上の権利であつても、それが法律上特定の者に専属する性質のものとされているのではなく、単なる経済的価値として移転性が予定されている場合には、その譲渡性を否定する理由はない。……地方自治法、地方公務員法には地方議会の議員の報酬請求権について譲渡・差押を禁止する規定はない。……したがつて、地方議会の議員の報

酬請求権は、当該普通地方公共団体の条例に譲渡禁止の規定がないかぎり、譲渡することができる……。』としている（最判昭 53.2.23）。

☐ ☐ 工 × ⇒2018 総合講義・10 頁 Point

判例は、「国税滞納処分においては、国は、その有する租税債権につき、自ら執行機関として、強制執行の方法により、その満足を得ようとするものであつて、滞納者の財産を差し押えた国の地位は、あたかも、民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、租税債権がたまたま公法上のものであることは、この関係において、国が一般私法上の債権者より不利益の取扱を受ける理由となるものではない。それ故、滞納処分による差押の関係においても、民法 177 条の適用がある……。』としている（最判昭 31.4.24）。

☐ ☐ 才 ○ ⇒2018 総合講義・10 頁参照

本肢のとおりである。判例は、「憲法 9 条は、その憲法規範として有する性格上、私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定ではなく、人権規定と同様、私法上の行為に対しては直接適用されるものではないと解するのが相当であり、……国が行政の主体としてでなく私人と対等の立場に立つて、私人との間で個々の締結する私法上の契約は、……特段の事情のない限り、憲法 9 条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるにすぎない……。』としている（最判平元.6.20）。